

# 第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(佐渡森林計画区)

計 画 期 間      自   平成26年 4 月 1 日  
                    至   平成31年 3 月 31 日

關 東 森 林 管 理 局

## はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まる中、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

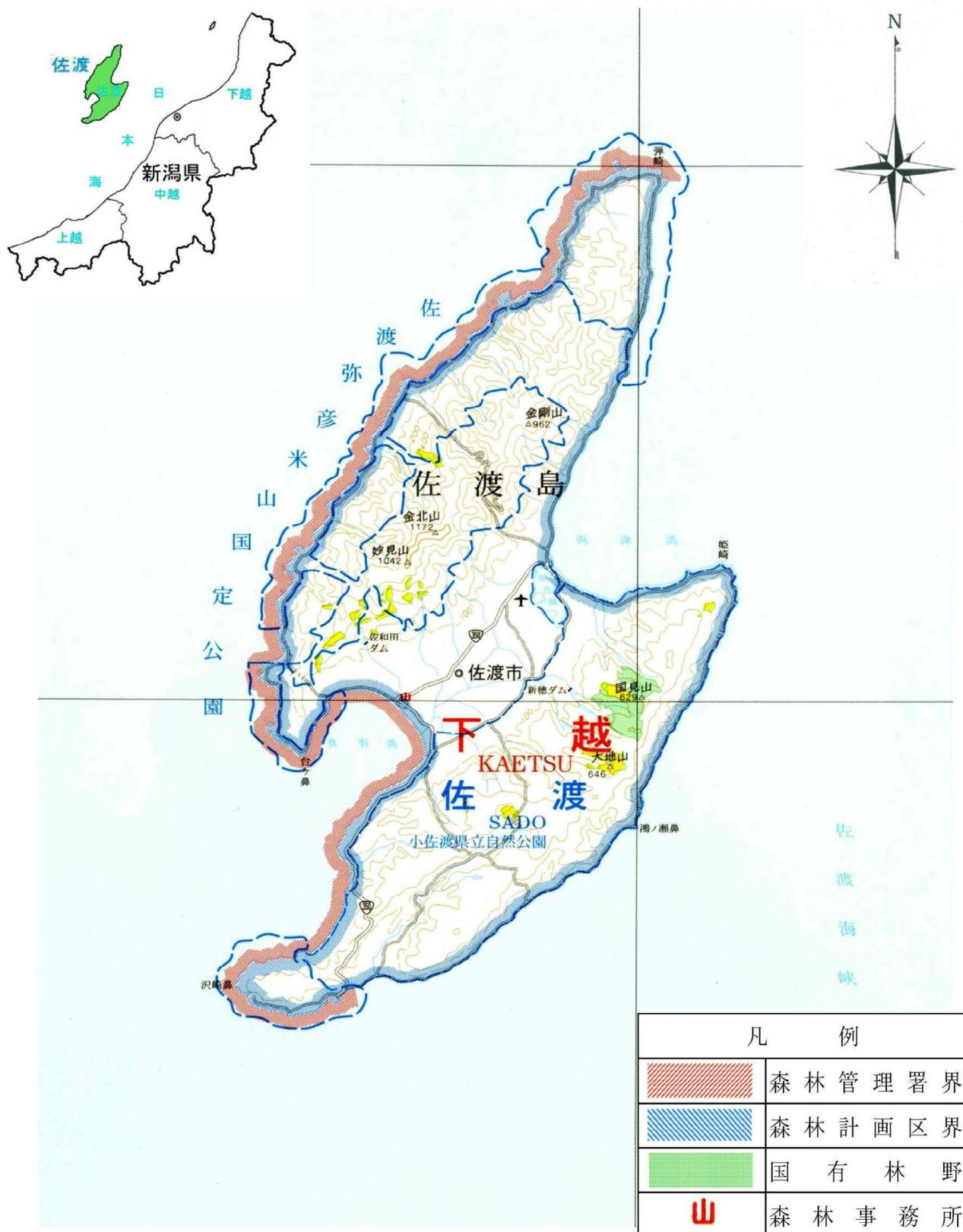
こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の佐渡森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

# 佐渡森林計画区の国有林野位置図



## 目 次

I	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1	国有林野の管理経営の基本方針	1
	(1) 森林計画区の概況	1
	(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価	1
	ア 計画区内の国有林野の現況	1
	イ 主要施策に関する評価	4
	① 伐採量	4
	② 更新量	4
	(3) 持続可能な森林経営の実施方向	5
	ア 生物多様性の保全	5
	イ 森林生態系の生産力の維持	5
	ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	5
	エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
	オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	6
	カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	6
	キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	6
	(4) 政策課題への対応	7
2	機能類型に応じた管理経営に関する事項	8
	(1) 機能類型毎の管理経営の方向	8
	ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防 止タイプに関する事項	10
	① 土砂流出・崩壊防備エリア	10
	② 気象害防備エリア	10
	イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然タイプに関 する事項	11
	ウ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	11
	(2) 地域ごとの機能類型の方向	12
3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献 に必要な事項	13
	(1) 民有林と連携した施業の推進	13
	(2) 森林・林業技術者等の育成	13
	(3) その他	13
4	主要事業の実施に関する事項	14
	(1) 伐採総量	14
	(2) 更新総量	14
	(3) 保育総量	14
	(4) 林道等の開設及び改良の総量	14
5	その他必要な事項	14

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	15
1	巡視に関する事項	15
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	15
	(2) 境界の保全管理	15
	(3) 入林マナーの普及・啓発	15
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	15
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	15
	(1) 保護林	15
	(2) 緑の回廊	15
4	その他必要な事項	16
	(1) 希少猛禽類の生息に関する事項	16
	(2) 溪畔周辺の取扱いに関する事項	16
	(3) その他	16
III	林産物の供給に関する事項	17
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	17
2	その他必要な事項	17
IV	国有林野の活用に関する事項	18
1	国有林野の活用の推進方針	18
	(1) レクリエーションの森	18
2	国有林野の活用の具体的手法	18
3	その他必要な事項	18
V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	18
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	18
VI	国民の参加による森林の整備に関する事項	19
1	国民参加の森林に関する事項	19
2	分収林に関する事項	19
3	その他必要な事項	19
	(1) 森林環境教育の推進	19
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	20
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	20
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	20
	(1) 林業技術の開発	20
	(2) 林業技術の指導・普及	20
2	地域の振興に関する事項	20
3	その他必要な事項	20
	森林の管理経営に関する指針	別冊

## I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 1 国有林野の管理経営の基本方針

#### (1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、新潟県新潟市の西方約 45 km の佐渡島全域からなる佐渡森林計画区\*であり、信濃川広域流域に属している。国有林野面積は 1 千 ha であり、当計画区の森林面積の 2 % にあたる。

当計画区の国有林野は、絶滅状態にあったトキの保護増殖を目的とし、昭和 37 年～昭和 45 年にかけて買い入れ、管理している全域が鳥獣保護区で、このうち約 6 割が特別保護地区に指定されている。また、平成 20 年にはトキの野生復帰を目指し放鳥が開始されたところであり、トキが野生に定着できる生息環境として、森林の整備・管理への期待が高まっている。

佐渡島には、中世以来の金銀山が全島に分布し関連史跡が多く、また、「佐渡弥彦米山国定公園」、「小佐渡県立自然公園」等の景勝地も多いため、観光関連の産業が発達している。

当計画区の北西部には大佐渡山脈、南東部には小佐渡山脈があり、中央部の国仲平野が佐渡島を二分している。国有林野は、このうち小佐渡山脈の西側斜面（標高 140 ～ 630 m）に位置し、全域が小佐渡県立自然公園に指定されている。

離島という立地条件から地域材に対する依存度が高く、島の特産物である竹材、竹工品の生産・加工や乾しいたけ等の特用林産物の生産が行われている。また、集水区域も限られているため、水源涵養機能\*の発揮が期待されている。

#### (2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

##### ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 25 年 3 月 31 日時点）は、人工林を中心とする育成林が 218ha（育成単層林\* 73ha、育成複層林\* 145ha）、天然生林\*が 779ha となっている。（図－1－1、図－1－2 参照）

\*【佐渡森林計画区】

全国で 158 の森林計画区があり、新潟県では、佐渡、上越、中越、下越の 4 森林計画区に区画されています。

\*【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）

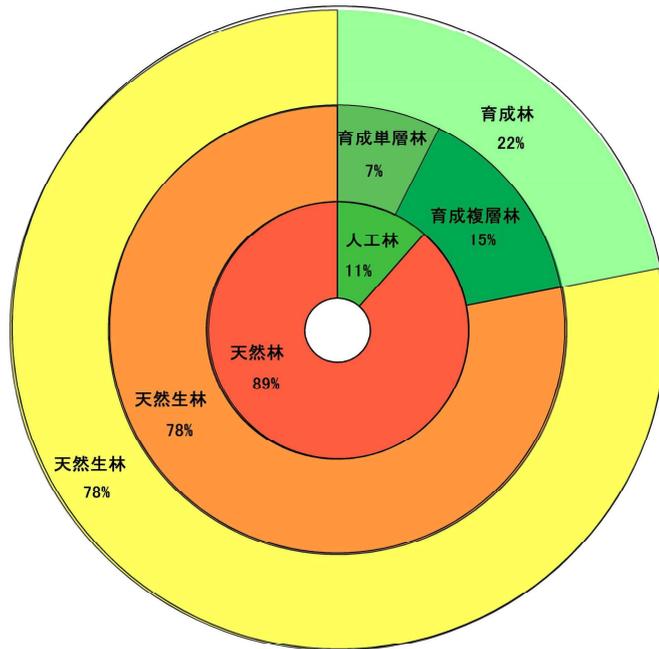
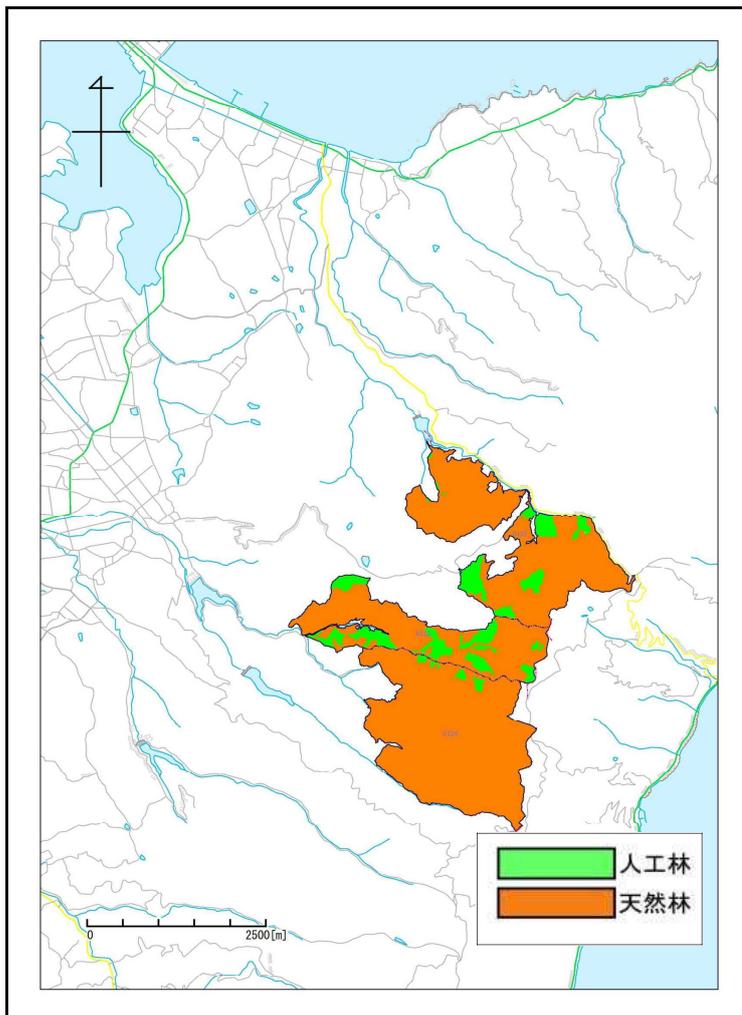


図-1-2 人工林、天然林の分布状況



※ 【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

※ 【育成複層林】

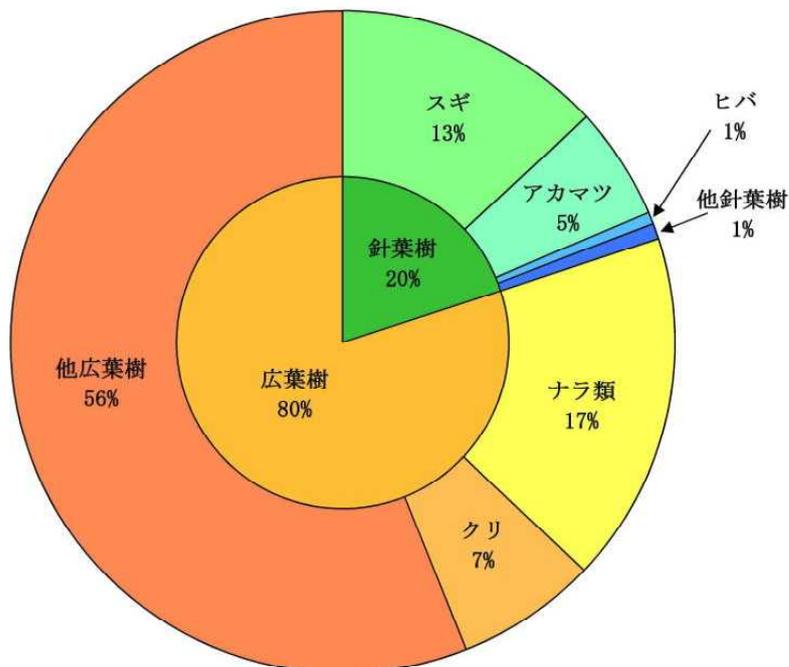
森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

※ 【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

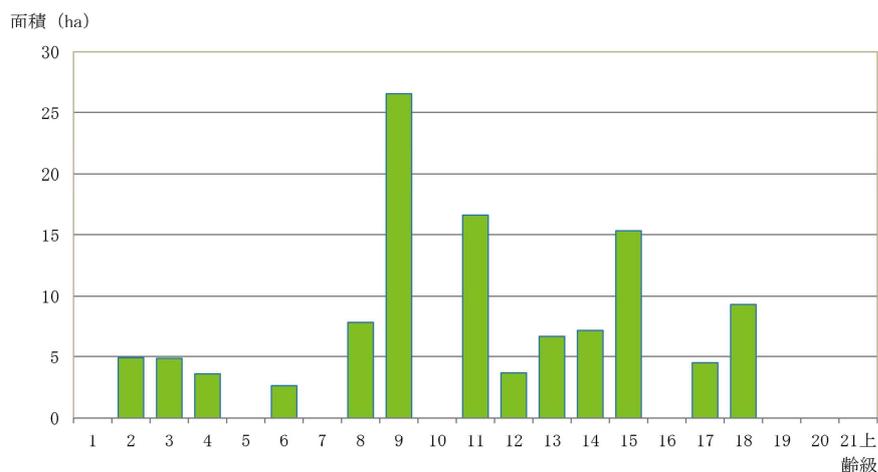
主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 19 千 $m^3$ 、アカマツ 8 千 $m^3$ 、ヒバ 1 千 $m^3$ 、広葉樹ではナラ類 24 千 $m^3$ 、クリ 10 千 $m^3$ となっている。(図-2 参照)

図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級\*構成 (面積別) は、1 齢級から 4 齢級の若齢林分が 12 %、間伐適期である 5 齢級から 8 齢級が 9 %、9 齢級以上の林分が 79 %となっている。(図-3 参照)

図-3 人工林の齢級構成



\*【齢級】

林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったものの。

1 齢級は 1 ~ 5 年生、  
2 齢級は 6 ~ 10 年生、  
10 齢級は 46 ~ 50 年生の森林などとなります。

## イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 21 年度～平成 25 年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成 25 年度は実行予定を計上）。

### ① 伐採量

主伐<sup>\*</sup>は、分収林の契約期間が満了となる箇所及び松くい虫の被害対策として臨時伐採を計画したが、分収林の契約延長（伐期の延長）や松くい虫被害の減少により、計画量に対して 19 %であった。

間伐<sup>\*</sup>は、地球温暖化防止対策に寄与すべく積極的に実施した結果、計画量に対し 125 %（材積）と上回った。

（単位：材積 $m^3$ ）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	2,082	210 (2.30ha)	400	262 (3.00ha)

注) 1 ( ) は間伐面積である。

2 前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

### ② 更新量

分収林箇所の更新<sup>\*</sup>をぼう芽により計画したが、市況低迷による分収林の契約延長により、皆伐及び更新を見合わせた。

（単位：面積 ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	—	2.67	—	—

#### <sup>\*</sup>【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70 %以内の伐採率で伐採する漸伐、30 %以内（人工林は 40 %以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

#### <sup>\*</sup>【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

#### <sup>\*</sup>【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

### (3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分<sup>\*</sup>に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス<sup>\*</sup>に属しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

#### ア 生物多様性<sup>\*</sup>の保全

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・トキの営巣候補木保全事業の実施

#### イ 森林生態系<sup>\*</sup>の生産力の維持

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の森林整備を積極的に推進
- ・天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備

#### ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・松くい虫防除対策の実施
- ・山火事を防止するための巡視

<sup>\*</sup>【機能類型区分】

P 8以降具体的に説明

<sup>\*</sup>【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

<sup>\*</sup>【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

<sup>\*</sup>【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

## エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための森林整備の推進

## オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

## カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの確保の場としてのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 地域の伝統芸能を継承していくための森林づくりのフィールドを提供

## キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」\*の設置や計画策定に当たって地域住民等から意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP\*等の充実による情報発信

\*【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見・ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定。

\*【ホームページアドレス】

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

#### (4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給等、地域から求められている国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の 管理経営の 一層の推進	<b>【生物多様性の保全】</b> トキが野生に定着できる環境を整備するため、トキ営巣木等保全整備事業を推進。  <b>【地球温暖化防止対策の推進】</b> 森林吸収源対策として、間伐等の森林の適正な整備や木材利用等を推進。
地域の森林 ・林業再生 への貢献	<b>【木材の安定供給】</b> 多様なニーズに対応した木材を安定的に供給するため、効果的かつ効率的な伐採等の取組を推進。
国民の森林 としての管 理経営	<b>【国民参加の森林づくり】</b> 「木の文化を支える森」として設定した区域において、国民が自主的に行う森林整備活動を実施するため、実施主体への必要な助言や技術指導等の支援を推進。

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害\*の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」及び水源涵養を重視する「水源涵養タイプ」の4つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要の施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に、再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域ニーズに応じて木材を供給することとする。

森林性猛禽類\*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

#### \*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

#### \*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

表－1  
機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位 面積：ha)

地域管理経営計画 における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画 における公益的機能別施業森林	当計画区の 該当する森林 の面積
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> </ul>	16
	気象害防備 エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林</li> <li>・ 快適環境形成機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある）</li> </ul>	—
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健文化機能維持増進森林</li> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林</li> <li>・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある）</li> </ul>	622
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う）</li> </ul>	361
合 計			1,000

注）合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

本表に用いた略称

略称	正式名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

## ア 山地災害防止タイプにおける管理経営に関する管理経営の指針 その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

### ① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

### ② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものであるが、当計画区では該当する国有林野はない。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	16	16	—

### イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生育・生息に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。

なお、本計画における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

### ウ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養森林タイプに関する事項

水源涵養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠\*層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	361

注) 分収林については、契約に基づき伐採する(ただし、保安林等の法令制限がある場合は、その制限に従う)。

#### \*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区の国有林野は、佐渡市1市に所在し、計画区の東南部の小佐渡山脈の西側斜面に位置しており、重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

- ア 当計画区の国有林野は、絶滅状態にあったトキの保護増殖を目的として管理してきた国有林野であり、鳥獣保護区特別保護地区に指定されている区域は、自然維持タイプに区分し、トキが野生に定着できる生息環境の整備等生物多様性保全機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- イ 当計画区の国有林野の一部は、山地災害危険地区に指定されていることから、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。
- ウ 当計画区は、離島という立地条件から集水区域が限られているため、水原涵養機能の発揮が期待されていることから、水源かん養保安林に指定されている国有林野及び久知川ダムの集水域になっている国有林野を水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

### 3 森林の流域管理システム<sup>※</sup>の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

#### (1) 民有林と連携した施業の推進

関係機関と連携し、トキが野生に定着できる生息環境づくりとしての森林整備の推進に努めることとする。

また、民有林と連携した施業を一層推進するため、民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備や生産目標の設定など森林施業の共通化を図り、施業の集約化・合理化に向け積極的に取り組む。

#### (2) 森林・林業技術者等の育成

地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）等の資格を持つ国有林野事業職員が、これまでの専門的な知識・技術と現場経験も活かして市町村森林整備計画の策定支援等を行う取組を推進する。

また、林業技術等の普及・啓発や民有林の人材育成支援のため、各種研修フィールドとして国有林野を活用する。

#### (3) その他

民有林と国有林の連携のもとで進めている「森林の流域管理システム」の一層の推進を図るため、国有林に対する流域のニーズ、要望の把握に努め優先的な課題に佐渡流域森林・林業活性化センター、民有林関係機関と連携を図りながら積極的に取り組むこととする。

※【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

##### (1) 伐採総量\* (単位：m<sup>3</sup>)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	111	173 (2.95)	2,284 《2,000》

- 注) 1 ( )は、間伐面積(ha)。  
2 計欄の《 》は、臨時伐採量\*で内書き。  
3 計は、主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

##### (2) 更新総量\* (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	—	2.67	2.67

##### (3) 保育総量\* (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	87	12	34

##### (4) 林道\*等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	路線数	延長量(m)
林 道	—	—	1	300
うち林業専用道*	—	—	—	—

#### 5 その他必要な事項

特になし。

##### \*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上しす。

##### \*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

##### \*【更新総量】

前計画における伐採跡地等のほか5年間において計画する主伐箇所に更新期間を勘案した合計を計上しています。

##### \*【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、保育の種類別に施業基準を当てはめ計上しています。

##### \*【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

##### \*【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、早春から新緑期にかけて林内が乾燥するため、山火事発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく地元自治体、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

#### (2) 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、今後とも巡検<sup>\*</sup>等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

#### (3) 入林マナーの啓発・普及

近年、森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にあり、それに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため、地元自治体、観光協会、ボランティア等との連携を強化し、入林マナーの普及・啓発に努めることとする。

### 2 森林病害虫<sup>\*</sup>の駆除又はそのまん延防止に関する事項

トキが野生に定着できる生息環境に配慮した森林整備を進めるため、営巣候補木の松くい虫被害等、森林病害虫の諸被害に対しては、薬剤の樹幹注入による予防を図ると共に、被害の早期発見に努め、民有林関係者と連携を図りつつ、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

### 3 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林

該当なし

#### (2) 緑の回廊

該当なし

<sup>\*</sup>【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

<sup>\*</sup>【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

## 4 その他必要な事項

### (1) 希少猛禽類の生息に関する事項

平成16年1月、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づくトキ保護増殖事業計画にトキの野生復帰を位置付ける改訂が行われ、トキの野生復帰を目指す上で重要なことは、河川、湿地、水田、水路、営巣木、ねぐら木等トキ及びトキの餌となる生物の生息環境の保全及び再生を進めることとされた。

特に、トキの採餌地として重要な、中山間地域の水田等の周辺の雑木林やマツ林等は、営巣地又はねぐらとして利用されてきたことから、採餌地の整備と併せて森林環境の整備が重要である。

このため、国有林野及び新穂官行造林地においては、新潟県や環境省等と連携を図りつつ森林環境の整備を実施することとし、平成15年度から「トキ営巣木等保全事業」として、営巣候補木の選定、松くい虫被害を防止するための薬剤の樹幹注入、被害木の伐採除去等森林環境の整備を継続してきたところであり、引き続き地域住民、研究者、関係行政機関等と連携を図り取り組むこととする。

### (2) 溪畔周辺の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### (3) その他

希少性の保護や移入種の進入防止の取組については、有識者、関係機関、地域住民等とも連携を図りながら行うこととする。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は、11%が人工林となっており、このうち5～8 齢級（21～40 年生）の間伐適期林分が9%、9 齢級（41 年生）以上の高齢級林分が79%を占めている。

一方、当計画区は、国有林面積が少ないため木材の計画的な供給は困難であるが、トキの生育環境としての森林整備や間伐などを行うこととしている。

このため、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐及び分収林\*契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

\*【分収林】

P19 で具体的に説明。

#### 2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

また、国有林野の公益的機能の発揮に支障のない範囲内において、地域産業の振興に寄与することを目的とした土石、山菜等副産物の供給に配慮することとする。

## IV 国有林野の活用に関する事項

### 1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

当計画区の国有林野は、良好な自然環境を有しているとともに、自然環境との調和に配慮しつつ、自然とのふれあいの場、保健・文化・教育の場等の提供など、国有林野の活用要望に応えるものとする。

#### (1) レクリエーションの森

該当なし

### 2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 道路等公共用施設－ 貸付、売払等
- (2) 国民参加の森林づくり（木の文化を支える森）  
－ 協定締結

### 3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

## V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

### 1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない民有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること

- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存する民有林又は当該区域に近接する民有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

## VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国民の森林とのふれあいの場の提供に努めることとし、「木の文化を支える森」を設定する。

なお、本計画では、協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

#### (1) 木の文化を支える森

「木の文化を支える森」は、佐渡島における伝統的な芸能である鬼太鼓おんてこを継承するため、太鼓やバチなどの材料となるケヤキやホオノキのほか、島内伝統文化の継承に必要な立木、トキ営巣木となるアカマツ、佐渡市の木アテビ（ヒバ）等を長期的に確保するとともに、長い期間を要する森林づくりの象徴的な取組として、「鬼太鼓の森」づくりを関係機関や市民、NPO等の協力・連携を得ながら活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面積(ha)	位置(林小班)
木の文化を支える森	鬼太鼓の森	4.90	122わ

### 2 分収林に関する事項

分収林制度<sup>\*</sup>を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

#### \*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらい「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

## **(2) 森林の整備・保全等への国民参加**

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

# **VII その他国有林野の管理経営に関し必要な事項**

## **1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項**

### **(1) 林業技術の開発**

新たな技術開発目標に基づく各種試験地等における技術開発については、局署連携して取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むとともに、モニタリングの実施や森林病虫害防止対策に係るフィールドの提供、技術情報の共有等を進めるものとする。

### **(2) 林業技術の指導・普及**

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

## **2 地域の振興に関する事項**

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート等、国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するように努めることとする。

## **3 その他必要な事項**

特になし